

Vol. 10 No. 49 2014年4月

発がん性のおそれがある有機溶剤等取扱い業務における健康障害防止措置

厚生労働省は、事業所で使用する発がん性のおそれがある化学物質について、労働者の健康障害を防止するための措置を検討し、その結果を報告書にまとめ公表しました。関係政省令は平成26年8月に公布され、10月に施行が予定されています。

1. 検討結果の公表

健康障害防止措置を講ずるように公表された化学物質は、発がん性のおそれのある有機溶剤10物質とジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) です。

公表された有機溶剤10物質については、現在有機溶剤中毒予防規則により健康障害防止措置が義務付けられていますが、発がん性という新たな有害性を考慮して、職業がんを防止するための健康障害防止措置が公表されました。

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) は殺虫剤に用いられている物質です。発がん性の可能性があるため、健康障害防止措置を講じることが新たに求められます。

公表された発がん性のおそれのある有機溶剤10物質とジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) を取扱う規制対象事業所には、それぞれ発がん性を考慮した健康障害防止措置を講じることが求められます。

公表の有機溶剤10物質

番号	名称	種別
1	クロロホルム	第1種 有機溶剤
2	四塩化炭素	
3	1,2-ジクロロエタン	
4	1,1,2,2-テトラクロロエタン	
5	トリクロロエチレン	第2種 有機溶剤
6	1,4-ジオキサン	
7	ジクロロメタン	
8	スチレン	
9	テトラクロロエチレン	
10	メチルイソブチルケトン	

2. 健康障害防止措置

今回公表されたこれらの化学物質は、既に発がん性を考慮した健康障害防止措置が講じられている特定化学物質の特別管理物質と同様な健康障害防止措置が求められます。

健康障害防止措置	有機溶剤 10物質	DDVP
記録の保存 30年間	○	○
作業記録の作成	○	○
局所排気装置の設置	○	○
作業環境測定実施	○	○

3. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) を取扱う規制対象業務

労働者の健康障害防止措置を講じる業務は次の業務です。

- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) を含有する成形加工、包装業務

環境科学センター大気環境部 工藤 健

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホーイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社・環境科学センターは
 環境マネジメントシステム
 ISO14001:2004の認証取得事業所です。
 環境科学センターは
 品質マネジメントシステム
 ISO9001:2000の認証取得事業所です。